放課後児童健全育成事業運営団体公募要領

１　趣旨

放課後児童児童健全育成事業における宿戸、角浜、中野小学校区での放課後

児童クラブの運営にあたり、専門的知識・スキルを持つ民間活力を活用することで、サービスの質の向上、柔軟な雇用形態による人材の確保、事務の効率化を図り、より効率的な事業運営を図るため、放課後児童クラブの運営団体を募集します。

募集に当たっては、より質の高いサービスを提供していただくため、プロポ

ーザル方式（企画提案方式）により運営団体を選考します。

なお、今回選定された運営団体については、令和２年度以降も継続して事業

を実施していただく予定としています。

補助単価の改定や洋野町放課後児童クラブ事業の見直し等により、事業の内

容が変更となる場合もあります。

２　公募担当課

〒０２８－７９９５

岩手県九戸郡洋野町種市第２３地割２７番地

洋野町役場種市庁舎　福祉課

担当者　 上野

電　話 （０１９４）６５－５９１５

ＦＡＸ （０１９４）６９－１１２１

Ｅメール fukushi@town.hirono.iwate.jp

３　放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

⑴　事業の目的

放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法（昭和22年法

律第164号）第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間

家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に遊びや生活の

場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としており、仕事と子育て

の両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っています。

⑵　事業内容

洋野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例（平成26年洋野町条例第15号）に規定する基準を満たす事業であって、かつ、次の内容・機能を有するものとします。また、いずれの小学校区も放課後子ども教室（所管：洋野町教育委員会生涯学習課）との一体的な運営を実施するものとなります。

ア　放課後児童の健康管理及び情緒の安定を図ること。

イ　放課後児童の安全確認、活動中及び来所、帰宅時の安全確保に努め

ること。

ウ　遊びの活動への意欲と態度の形成を図ること。

エ　遊びを通しての自主性、社会性及び主体性を培うこと。

オ　放課後児童の遊びの活動状況の把握と家族への連絡を行うこと。

カ　家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に努めること。

キ　その他放課後児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

⑶　公募施設

運営団体を公募する施設は次のとおりとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学校区 | 施設名 | 場所（所在地） | 定　員 |
| 宿戸 | わくわく広場 | 宿戸小学校内専用教室  (洋野町種市第7地割117番地8) | 60人 |
| 角浜 | 角浜フレンドパーク | 角浜小学校内専用教室  (洋野町種市第43地割101番地10) | 40人 |
| 中野 | わんぱく中野塾 | 中野小学校内併設教室  (洋野町中野第１地割90番地５) | 40人 |

⑷　対象児童

　　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とします。

⑸　開所日数

事業は令和２年４月１日（水）から開始することとし、開所日数については、令和２年４月１日（水）から令和３年３月31日（水）までの期間において、町が実施する放課後児童クラブの開所日（以下に掲げる日を除く日）に準じ、その開所日数以上の日数を開所することとします。

ア　日曜日

イ　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ　８月13日から８月15日及び12月29日から翌年の１月３日までの日

エ　天災その他やむを得ない事由があると認めた日

⑹　開所時間

次に掲げる時間以上の開所をすることとします。

ア　長期休業中・土曜日

午前８時00分～午後６時00分

イ　平日

午後１時00分～午後６時00分

※アについては、放課後児童クラブが所在する小学校における長期休業

　期間に合わせて実施するものとします。

※学校行事等により、開所日及び開所時間を変更する必要がある場合は、

柔軟に対応することとします。

⑺　管理者及び職員配置

放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置することとします。また、開所時間中は放課後児童支援員を常時２人以上配置すること（管理者との兼務可）とし、うち１人以上は有資格者（放課後児童支援員認定資格）とします。

⑻　保険加入

支援員や児童を対象とした必要な損害保険等に加入するものとします。

　⑼　事故報告

　　　放課後児童クラブの活動中において、児童に関わる事故が発生した場合

は、関係機関に連絡するとともに事故報告書を速やかに提出するものとしま

す。

⑽　業務委託料

放課後児童クラブの運営に要する経費については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、公営で実施することを想定した場合における算定額により委託します。

⑾　利用料

対象児童の利用にあたっては無料としますが、児童安全共済、おやつ代、特別事業等の経費については実費を徴収することができます。

⑿　利用手続等

利用申込の受付、利用承諾の決定等は、町が実施することとします。

対象児童が利用する場合の手続きについては、別紙１「放課後児童クラブの利用手続等について」のとおり取り扱うこととします。

なお、事業の開始時の利用手続等については、町と協議の上、設定することとします。

４　対象経費及び金額

対象経費は、令和２年４月１日以降必要となった経費となります。

　⑴　基本額

|  |  |
| --- | --- |
| 利用する児童の数 | 委託金額 |
| 19人以下 | 2,305,000円－（19人－利用する児童の数）×27,000円 |
| 20人から35人まで | 4,484,000円－（36人－利用する児童の数）×25,000円 |
| 36人から45人まで | 4,484,000円 |
| 46人から70人まで | 4,484,000円－（利用する児童の数－45人）×60,000円 |
| 71人以上 | 2,917,000円 |

⑵　加算額（事業実施月数が12月に満たない場合には、基準額ごとに算定

された金額に事業実施月数を12で除した額を乗じた額とする）

ア　開所日数加算

児童クラブの開所日数が250日を超える場合は、300日を上限として１日につき18,000円を加算する。なお、対象日数については、開設時間が原則８時間以上であることとする。

イ　長時間開所加算

次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれに定める額を加算する。

(ア)　放課後児童健全育成事業を、１日６時間を超えて実施し、かつ午　後６時を超えて開所する場合は、午後６時を超える時間の年間平均時間数に392,000円を乗じて得た額を加算する。

(イ)　放課後児童健全育成事業を学校の休業日において実施し、１日８時

　　 間を超えて開所する場合 １日８時間を超える時間の年間平均時間数に176,000円を乗じて得た額を加算する。

ウ　障がい児受入加算

障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する場合には、1,847,000円を加算する。

エ　送迎支援加算

学校敷地外にある児童クラブ施設の送迎について、児童の健全育成等に　関心を持つ地域のシニア、主婦等による児童の付き添い又はバス等による

送迎を行う場合は、479,000円を加算する。

オ　処遇改善加算

児童について家庭、学校等との連絡、情報交換等の育成支援を主として行う職員を配置する場合は1,575,000円を加算する。

当該職員が常勤職員であって、かつ育成支援において地域との連携、協力等を行う場合は3,012,000円を加算する。

カ　キャリアアップ処遇改善加算

次に定める経験を有する職員を配置する場合は、１支援につき896,000円を上限として、それぞれに定められた額を加算する。

(ア)　放課後児童支援員１人につき128,000円を加算する。

(イ)　概ね経験年数５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修（資質向上研修）を受講した職員１人につき256,000円加算する。

（ウ)　一定の研修（資質向上研修）を受講し、かつ概ね経験年数10年以

上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある職員１人につき384,000円加算する。

５　応募要件

⑴　申請対象者

　　洋野町内に主たる事業所が所在し、法人格を有する団体とします。

⑵　申請対象者の要件

宿戸小学校区、角浜小学校区、中野小学校区内において、放課後児童ク

ラブを円滑に安定して運営でき、次の要件を全て満たす団体とします。

ア　代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、

又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

　イ　会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第

225号）による手続きをしている法人でないこと。

　ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当し

ないこと。

　エ　洋野町税を滞納していないこと。

⑶　委託期間

　　次のとおりの委託期間を予定しておりますが、毎年度の予算措置を条件に

　放課後児童健全育成事業業務委託契約を締結するものとします。

新規事業所　　　令和２年４月１日から令和４年３月31日まで

運営経験事業所　令和２年４月１日から令和７年３月31日まで

６　応募方法

　⑴　提出書類

　　　次のア～サについて、原本１部、原本のコピー６部を提出してください。

ア　放課後児童健全育成事業運営団体応募申請書

イ（様式１）放課後児童健全育成事業運営応募申請団体の概要書

ウ（様式２）放課後児童健全育成事業の運営方針・運営計画

エ（様式３）放課後児童健全育成事業実施収支計画書

オ（様式４）誓約書

カ（様式５）役員名簿

キ（様式６）管理者（予定者）の経歴書

ク　洋野町税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）

がない旨の証明書（申請日以前、３か月以内に発行されたもの）

ケ　登記事項証明書（申請日以前、３か月以内に発行されたもの）

コ　印鑑証明書（申請日以前、３か月以内に発行されたもの）

サ　定款、寄付行為等

※　サの書類については団体の会則や規約など団体の組織体制や構成活

動内容が分かる書面（案でも可）の提出が必要です。

※　管理者は、従事予定者でも構いません。１人以上の有資格者について

は、応募の際には資格を証する書面の写しは必要としませんが、運営団

体としての選定後には資格を証する書面の写しの提出が必要となります

※　公募要領及び各様式の窓口での配布は次のとおりです。

洋野町役場種市庁舎福祉課で配布します。また、洋野町ホームペー

ジ上に掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

※　運営経験のある事業者はク～サの書類については省略可能とします。

⑵　質疑応答

この要領に関する質疑は、次のとおりとします。

ア　質疑を提出できる者は、「５応募要件」に該当する者とします。

イ　質疑の方法

令和元年11月1日（金）～令和元年11月29日（金）午後５時１５分ま

でに、次のＦＡＸ又は電子メールに送信してください。（件名は「放課後児童健全育成事業運営団体公募に係る質問票」とすること）

ＦＡＸ　　（0194）69-1121

Ｅメール　 fukushi＠town.iwate.jp

※　電話及び来庁による質問、問い合わせは受け付けません。

※　質疑は、放課後児童健全育成事業運営団体公募に係る質問票（様式７）

　を使用し、簡潔に記入してください。

※　質疑に対する回答内容は、申込者全てにＦＡＸまたはメールにて回

答します。

⑶　応募書類の提出先

　　　洋野町役場種市庁舎　福祉課

⑷　応募書類の提出期間及び提出方法

ア　提出期間

令和元年11月1日（金）から令和元年11月29日（金）まで（必着）

（土曜・日曜日及び祝日を除き、午前８時30分から午後５時15分まで）

イ　追加書類及び資料の提出

応募書類の提出期間締め切り後、指示により追加書類及び資料の提出　を求めた場合には、次の期間内に提出してください。

令和元年12月2日（月）から令和元年12月13日（金）まで（必着）

（土曜・日曜日及び祝日を除き、午前８時30分から午後５時15分まで）

ウ　提出方法

(ア)　持参については、代理人でも可とします。

(イ)　応募受付と同時に受付確認書を発行します。

(ウ)　修正受付は、受付確認書を持参した場合のみ受け付けるものとし

ます。

(エ)　応募書類の修正については、提出期間終了後は受け付けません。

(オ)　応募状況の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切

受け付けません。

⑸　応募取消し

応募した団体が、応募書類の提出期間の締切日（令和元年11月29日（金））

から「７運営団体の選定」による選定までの間に、次のいずれかに該当

することが判明した場合は、その応募を取消します。

ア　指示により求めた追加書類及び資料の提出が、定める期間内に行われ なかった場合

イ　公募要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ　申請内容に虚偽の内容が含まれていた場合

エ　「５　応募要件」に定める要件のいずれかに該当しなくなった場合

オ　応募した団体の代表者又はその関係者が、本募集の採否に係る働き

かけを目的とし、直接又は間接に本町職員などの本件関係者と接触を

持った場合

⑹　その他

ア　応募の際に要する経費は、応募者の負担とします。

イ　提出された書類は返却しません。

７　運営団体の選定

⑴　運営団体の選定

洋野町放課後児童健全育成事業運営団体選定委員会（以下「選定委員会」

という。）が応募要件を満たした団体から提出された書類及び面接により

審査し、運営団体を選定します。

面接は令和元年12月中旬を予定しています。面接の日程・場所等につい

ては、応募書類の提出期間の締切日以降に通知します。

⑵　選定基準

別紙２「放課後児童健全育成事業運営団体評価基準（以下「評価基準」

という。）」により各選定委員が評点した点数（加点項目を除く）を合計

したものの平均が41点以上の団体を候補とします。複数の候補が生じた場　合は、合計点数（加点項目を含む）による順位付けを行い、最も高い評価を得た団体を選定します。また、最も高い合計点数が同点となる団体が２団体以上の場合は、選定委員会において評議し、順位付けを行います。

⑶　選定の取消し

運営団体の選定後に、次のいずれかに該当する場合は、その選定を取消

すことがあります。その際の費用弁償には一切応じません。

ア　応募要件を満たさなくなった場合

イ　申請内容に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合

ウ　申請時の計画を変更する場合であって、その内容が、選定結果に影響

を与えるものと判断できる場合

⑷　その他

選定にあたり、提出書類に関する問い合わせを行うことがあります。

８　審査結果

審査の結果については、令和元年12月下旬までにお知らせする予定です。

また、審査結果を洋野町ホームページへの掲載等により公表します。

９　その他

⑴　この要領に定めがない事項については、別途洋野町の指示によるものと

します。

⑵　事業に係る予算措置が講じられなかった場合は、契約を締結しない場合が

あります。